

第6回総会 議事録

開催日時 令和2年12月25日(金曜日) 午後2時30分

開催場所 小松島市役所4階 大会議室

(農業委員)

1番 一柳 泰徳	3番 錦野 伸策	4番 谷崎 徹	5番 金西 章
6番 栗本 謙二	7番 廣田 由美	8番 豊田 泉朱	9番 谷崎 賢二
10番 矢野 伸二	11番 江崎 恵子	12番 増井 道宏	13番 服部 雅基
14番 川瀬 益栄	15番 舩越 康博	16番 關 藤子	17番 森 博之
18番 高井 トミエ	19番 青木 正廣		

(農業委員の欠席者)

2番 竹内 信行

(農地利用最適化推進委員の出席)

1区 庄野 博美	2区 柳川 昌弘	3区 島田 正明	3区 松下 傳
4区 石原 美史	5区 宮田 芳和	5区 辻 義徳	6区 庄野 敏彦
6区 橋本 春男	7区 小松 晃	7区 徳山 守	8区 内多 泰美
9区 岡崎 勢一	9区 吉積 幸二	10区 宮城 仁	10区 里村 雅博

(出席者)

局長 添木 尚 次長 杉本 弘恵 書記 安部 裕介

議案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 議案第2号 農用地利用集積計画案審議について
- 議案第3号 非農地証明願について

議案外

- 報告第1号 農地法5条の規定による許可の取消願について
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第3号 農地改良届出について
- 報告第4号 利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について

開会開始時間 午後2時30分

議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会第6回総会を開催いたします。

議事に入る前に、議事録署名者に、8番 豊田 委員 と 15番 船越委員をご指名いたします。
よろしく願いいたします。

なお、2番 竹内委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

議長（青木会長）

それでは、議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

それでは、議案書の2ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請審議について」

申請件数は、3件、3筆です。

議長（青木会長）

事務局は、整理番号1番の審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番は、耕作不便、低産地のためによる所有権移転の申請です。

申請地は、1筆、面積931㎡です。

譲渡人は、農地を所有しているが、勤め人であり耕作ができないため、買い手をさがしていたところ、当該農地に隣接して居宅のある譲受人との間で売買の話がまとまり、このたび、農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

担当の 森委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

17番 森 委員。

17番 森委員

和田島の森です。譲受人が営農する上において何も問題ないかと思っております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号1番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号1番については、原案どおり可決と認めます。

続いて事務局は、整理番号2番の審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号2番は、作業の合理化による所有権移転の申請です。

申請地は、1筆、面積4,038㎡です。

申請地は農地法第5条の規定による許可及び利用権設定で譲受人が借りていた当該農地を、このたび譲渡人との話がまとまったため、第3条許可申請で購入することにより、申請が提出されました。

この後の報告第1号及び報告第4号でも報告させていただきますが、全体の面積4,038㎡のうち、901㎡は農地法第5条の規定による許可については取消願が提出され、徳島県知事より許可の取消がされており、残りの3,137㎡の利用権設定にかかる権利については合意解約がなされており、

譲受人は、取得後、イチゴのハウスを建設し、栽培する予定であり、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長

担当の 豊田委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

8番 豊田 委員。

8番 豊田委員

田野町の豊田です。

現地確認に行ってきましたところ、二、三気になる点がありましたので県と市の方に確認してみたところ、第三条として農地として利用する分には大丈夫だそうで、イチゴのハウスをすると聞いておりますので問題ないと判断しました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号2番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号2番については、原案どおり可決と認めます。

続いて事務局は、整理番号3番の審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号3番は、相手方の要望による所有権移転の申請です。

申請地は、1筆、面積251㎡です。

譲渡人は、農地を所有していたが、労力不足のため耕作放棄地となっていました。そんなときに、隣接地にゆかりのある譲受人から申し出があり、譲受人との間で譲渡の話がまとまり、このたび、農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長

担当の 森 委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

17番 森 委員。

17番 森委員

譲受人が該当農地を耕作するというで聞いております。

問題ないかと思えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号3番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号3番については、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第1号を終了いたします。

続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画案審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（局長）

それでは、議案書の 3 ページをお開きください。

議案第2号「農用地利用集積計画案審議について」

申請総数は、 27 件、 78 筆です。

農用地利用集積計画案審議は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否について判断を依頼されたものです。

審議内容について、ご説明いたします。

今回利用権設定の申し出のあった農地については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考えます。要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること及び耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、それから、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

4ページからの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上です。

議長

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。

それでは、議案第2号の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、以上で議案第2号を可決いたします。

続いて、議案第3号「非農地証明願について」、整理番号1番について、事務局より、説明をお願いいたします。

事務局（局長）

それでは、議案書の 11 ページをお開きください。

議案第3号「非農地証明願について」

申請総数は、1 件、1 筆です。

それでは、整理番号1番について説明させていただきます。

平成8年4月13日の国土地理院の地図、そして現地確認の結果、駐車場として使用しておりました。

整理番号1番については、畑として利用されておりましたが、現在は上屋をつくり、隣地の宅地と一体利用となる駐車スペースとして利用されています。

整理番号1番の案件については、それぞれ農地への復元が不可能、困難であり、人的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、農地行政上支障がないと認められます。

以上です。

議長

担当の 江崎 委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

11番 江崎 委員。

11番 江崎 委員

立江の江崎です。

何も問題ないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号1番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号1番については、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第3号を可決いたします。

以上で、議案についての審議を終了いたします。

それでは、引き続き、議案外に移ります。

報告第1号 「農地法第5条の規定による許可の取消願について」

報告第2号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」

報告第3号 「農地改良届出について」

報告第4号 「利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について」

議案外について事務局より報告をお願いします。

事務局（次長）

議案外についてご報告いたします。議案書の 12 ページをお開きください。

報告第1号『農地法第5条の規定による許可の取消願について』

届出件数は、1件、1筆です。

整理番号1番は、平成30年1月23日付け徳島県指令農林第4311号にて、選果場、直売所および駐車場として、農地法第5条の規定による許可を受けていた案件です。先ほど審議した議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」整理番号2番の関連案件となります。

転用計画の廃止という理由で、取消届が提出されました。

取消後の利用計画としては、イチゴのハウス栽培とのことであります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、徳島県知事へ提出していたところ、令和2年11月24日付け徳島県通知農林第3033号にて取消されました。

事務局（次長）

議案書の 13 ページをご覧ください。

報告第2号『農地法第18条第6項の規定による通知について』

届出件数は、4件、5筆です。

それぞれ借借人、賃貸人の協議のもと、合意解約に必要な書類、農地法第18条第6項の規定による通知書、および合意解約書に双方の署名・捺印がされ、提出されております。

事務局（次長）

議案書の 14 ページをご覧ください。

報告第3号『農地改良届出について』

申出件数は、1 件、1 筆です。

整理番号1番は、田1筆 面積483㎡で、このたび95センチほど嵩上げて、キャベツ、白菜、カボチャの栽培を行う予定でございます。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

事務局（次長）

議案書の 15 ページをご覧ください。

報告第4号『利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について』

申出件数は、11 件、37 筆です。

各々、賃貸人と賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類、および利用権設定にかかる合意解約申出書に双方の署名、捺印がされ提出されております。

添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

なお、16 ページ以降に詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上で、議案外の報告を終わります。

議長

ただいま、事務局より議案外4件について報告がありました。

何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長

質疑なしと認めます。

よって、議案外についてを終わります。

以上で、本日の審議はすべて終了いたしました。

これにて、第6回総会を閉会いたします。この後、事務局より事務連絡がございますので、宜しくお願いいたします。

総会終了 午後 2 時 49 分

議事録署名委員

8番 豊田 泉朱

15番 船越 康博